

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月3日
【四半期会計期間】	第47期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）
【会社名】	株式会社カインス
【英訳名】	KAINOS Laboratories, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上地 史朗
【本店の所在の場所】	東京都文京区本郷二丁目38番18号
【電話番号】	03（3816）4123
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部本部長 林 司
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区本郷二丁目38番18号
【電話番号】	03（3816）4123
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部本部長 林 司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第46期 第1四半期 累計期間	第47期 第1四半期 累計期間	第46期
会計期間	自 2020年 4月1日 至 2020年 6月30日	自 2021年 4月1日 至 2021年 6月30日	自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日
売上高 (千円)	989,232	1,170,616	4,257,859
経常利益 (千円)	166,287	281,747	653,622
四半期(当期)純利益 (千円)	124,425	193,207	417,405
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	831,413	831,413	831,413
発行済株式総数 (株)	4,558,860	4,558,860	4,558,860
純資産額 (千円)	4,447,417	4,786,045	4,659,510
総資産額 (千円)	6,519,676	7,023,922	6,962,332
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	29.75	47.20	100.63
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	15.00
自己資本比率 (%)	68.2	68.1	66.9

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 当社は、「株式給付信託(J-ESOP)」、「株式給付信託(BBT)」を導入しております。本制度の導入に伴い、当該信託口が保有する当社株式を1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等になっております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)経営成績の状況

当第1四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルスワクチン接種の進展に伴う海外経済の回復を背景に輸出や設備投資は増加傾向ながら、感染再拡大に対する対象地域へのまん延防止等重点措置の適用や緊急事態宣言の発令及び延長により、個人消費を中心に景気は低迷しました。ワクチン接種の遅れに加え、緊急事態宣言下で開催される東京オリンピックによる人流増加が変異株によるウイルス感染の再拡大を招き、その感染抑制策が長期化する可能性もあり、国内景気や企業収益に与える影響については依然として先行き不透明な状況です。

臨床検査業界においては、医療機関の受診減少や施設への訪問規制等の影響が続く一方、新型コロナウイルス関連検査をはじめ、診断・治療等に必須とされる検査需要に変化はなく、引き続き臨床的価値ある検査の供給が求められています。当社におきましては、6月に新型コロナウイルスの遺伝子、抗原及び抗体をそれぞれ検出する3種類の検査試薬を上市しました。また、ウェブシステムを活用したオンラインセミナー等による、顧客への効率的な情報提供活動を通じて、施設への訪問規制下でも活発な営業活動を継続しています。

このような状況の中、当社の当第1四半期累計期間は、生化学及び免疫血清学的検査用試薬の売上が堅調に推移しました。さらに営業・学術活動等の制限による活動費等の減少から、営業利益、経常利益、四半期純利益が好調に推移しました。

この結果、当第1四半期累計期間の当社売上高は11億7千万円（前年同期比18.3%増）となりました。営業利益は2億7千9百万円（前年同期比73.1%増）、経常利益は、2億8千1百万円（前年同期比69.4%増）、四半期純利益は、1億9千3百万円（前年同期比55.3%増）となりました。

(2)財政状態の状況

当第1四半期会計期間末における総資産の額は、70億2千3百万円となり、前事業年度末と比べ6千1百万円の増加となりました。流動資産は41億1千4百万円となり、前事業年度末と比べ5千6百万円の増加となりました。その主な要因は、現金及び預金1億1千2百万円等が減少したものの、受取手形及び売掛金1億3百万円、棚卸資産6千7百万円等がそれぞれ増加したことによります。固定資産は29億9百万円となり、前事業年度末と比べ5百万円の増加となりました。その主な要因は、繰延税金資産4千8百万円、減価償却費の進捗3千5百万円等がそれぞれ減少したものの、固定資産の取得9千1百万円等が増加したことによります。

当第1四半期会計期間末における負債の額は、22億3千7百万円となり、前事業年度末と比べ6千4百万円の減少となりました。その主な要因は、支払手形及び買掛金6千5百万円、預り金5千8百万円、借入金4千万円等がそれぞれ増加したものの、未払法人税等8千1百万円、未払費用8千万円、賞与引当金5千5百万円等がそれぞれ減少したことによります。

当第1四半期会計期間末における純資産の額は、47億8千6百万円となり、前事業年度末と比べ1億2千6百万円の増加となりました。その主な要因は、配当金6千5百万円の支払いをしたものの、その一方で、四半期純利益1億9千3百万円を計上したこと等によるものです。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4)研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は3千3百万円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5)経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第1四半期累計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因に変更はありません。

当社は、流動性資金を安定的に確保するための基本方針として、年次資金計画に基づき事業運営のために必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、現金及び現金同等物の十分な流動性を確保しながら、事業継続と将来に向けた事業の拡大のため、効率的に資本を投下、運用していくことが経営課題であります。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月3日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,558,860	4,558,860	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は100株であり ます。
計	4,558,860	4,558,860	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日	-	4,558,860	-	831,413	-	928,733

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】
【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 189,600	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,367,700	43,677	同上
単元未満株式	普通株式 1,560	-	-
発行済株式総数	4,558,860	-	-
総株主の議決権	-	43,677	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式1,000株(議決権の数10個)が含まれております。また、「株式給付信託(J-ESOP)」及び「株式給付信託(BBT)」の信託財産(所有者名義「株式会社日本カストディ銀行(信託E口)」275,500株(議決権2,755個))が含まれております。
2. 「単元未満株式」の欄には、自己株式56株が含まれております。

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社カインス	東京都文京区本郷二丁目 38番18号	189,600	-	189,600	4.16
計	-	189,600	-	189,600	4.16

- (注) 「株式給付信託(J-ESOP)」及び「株式給付信託(BBT)」の信託財産(所有者名義「株式会社日本カストディ銀行(信託E口)」)275,500株は、四半期財務諸表において自己株式として表示しておりますが、当該株式は、当社の信託管理人の指図に従い議決権行使されるため、上記に含めておりません。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,243,770	2,131,316
受取手形及び売掛金	1,206,492	1,309,820
商品及び製品	307,489	324,625
仕掛品	75,370	88,887
原材料及び貯蔵品	193,584	230,621
その他	31,149	28,767
流動資産合計	4,057,857	4,114,039
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	596,231	605,371
土地	1,786,539	1,786,539
その他(純額)	148,775	206,080
有形固定資産合計	2,531,546	2,597,990
無形固定資産	97,539	87,418
投資その他の資産	275,389	224,473
固定資産合計	2,904,475	2,909,882
資産合計	6,962,332	7,023,922
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	440,275	505,933
短期借入金	600,000	540,000
未払法人税等	126,196	44,380
賞与引当金	122,644	67,500
その他	604,744	572,389
流動負債合計	1,893,860	1,730,203
固定負債		
長期借入金	300,000	400,000
株式給付引当金	6,482	6,482
役員株式給付引当金	23,291	31,695
その他	79,187	69,495
固定負債合計	408,961	507,673
負債合計	2,302,822	2,237,877
純資産の部		
株主資本		
資本金	831,413	831,413
資本剰余金	928,733	928,733
利益剰余金	3,219,029	3,346,699
自己株式	349,950	349,950
株主資本合計	4,629,226	4,756,895
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	30,283	29,149
評価・換算差額等合計	30,283	29,149
純資産合計	4,659,510	4,786,045
負債純資産合計	6,962,332	7,023,922

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上高	989,232	1,170,616
売上原価	443,377	512,248
売上総利益	545,855	658,368
販売費及び一般管理費	384,414	378,930
営業利益	161,441	279,438
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,132	3,123
為替差益	3,684	848
その他	164	225
営業外収益合計	6,981	4,197
営業外費用		
支払利息	1,945	1,888
その他	189	-
営業外費用合計	2,135	1,888
経常利益	166,287	281,747
特別損失		
固定資産除却損	-	790
特別損失合計	-	790
税引前四半期純利益	166,287	280,957
法人税、住民税及び事業税	10,038	38,450
法人税等調整額	51,900	49,300
法人税等合計	41,861	87,750
四半期純利益	124,425	193,207

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は営業外費用に計上していた売上割引については、売上高から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高及び営業利益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これによる四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(株式給付信託(J-ESOP)について)

1. 取引の概要

当社は、株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対して当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前第1四半期会計期間末104,944千円、179,700株、当第1四半期会計期間末104,944千円、179,700株であります。

3. 会計処理の方法

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号2015年3月26日)に基づき、総額法を適用しております。規程に基づき従業員に付与したポイント数を基礎として、費用及びこれに対応する引当金を計上しております。

(株式給付信託(BBT)について)

1. 取引の概要

当社は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした取締役に対して当社株式を給付する仕組みです。当社は、役員株式給付規程に基づき取締役にポイントを付与し、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者(以下、「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給

付します。取締役に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前第1四半期会計期間末50,007千円、95,800株、当第1四半期会計期間末50,007千円、95,800株であります。

3. 会計処理の方法

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。規程に基づき役員に付与したポイント数を基礎として、費用及びこれに対応する引当金を計上しております。

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	34,029千円	35,307千円

（株主資本等関係）

前第1四半期累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

1. 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月18日 定時株主総会	普通株式	66,858	15.00	2020年3月31日	2020年6月19日	利益剰余金

（注）2020年6月18日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金4,132千円が含まれております。

当第1四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

1. 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月17日 定時株主総会	普通株式	65,538	15.00	2021年3月31日	2021年6月18日	利益剰余金

（注）2021年6月17日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金4,132千円が含まれております。

（金融商品関係）

四半期財務諸表等規則第10条の2の規定に基づき注記を省略しております。

（有価証券関係）

四半期財務諸表等規則第10条の2の規定に基づき注記を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

四半期財務諸表等規則第10条の2の規定に基づき注記を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は、臨床検査薬の製造及び販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(単位:千円)

	製品	商品	合計
主要な財又はサービスのライン			
生化学検査用試薬	575,551	21,195	596,747
免疫血清検査試薬	416,520	125,966	542,487
その他	30,981	400	31,381
顧客との契約から生じる収益	1,023,053	147,562	1,170,616

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	29円75銭	47円20銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	124,425	193,207
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	124,425	193,207
普通株式の期中平均株式数(株)	4,181,704	4,093,704

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり四半期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。1株当たり四半期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前第1四半期累計期間275,500株、当第1四半期累計期間275,500株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月3日

株式会社カインス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒井 睦史 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カインスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第47期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カインスの2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。